

国民健康保険 資格確認書/資格情報通知書の送付について

令和7年8月1日から有効な資格確認書/資格情報通知書を同封にて送付します。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っているかどうかにより送付する書類が異なります。詳細は以下をご確認ください。

「資格確認書」とは

◎対象者

マイナンバーカードを持っていない方

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない方

◎書類の役割

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了したことに伴い、医療機関等の受診はマイナ保険証を基本とすることとなりましたが、マイナンバーカードを持っていない方やマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない方が、今までどおり医療機関等を受診できるよう発行している、健康保険証に代わる書類。

◎有効期限

70歳以上の方：8月1日から翌年7月31日までの1年間

70歳未満の方：8月1日から翌々年7月31日までの2年間

「資格情報通知書」とは

◎対象者

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っている方

◎書類の役割

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っている方が健康保険の資格情報等を確認するための書類。

資格情報通知書だけでは医療機関の受診ができませんので、マイナンバーカードを利用してください。

◎有効期限

70歳以上の方：8月1日から翌年7月31日までの1年間

70歳未満の方：有効期限なし

【問い合わせ先】 国立市健康福祉部保険年金課国民健康保険係 電話：042-576-2124

裏面によくある質問を掲載しています

○家族の分が届かない

→資格確認書/資格情報通知書は個人ごとに送付します（宛先は世帯主の方です。）ので、郵便局の配達状況により別日に届く場合があります。また、資格確認書は特定記録郵便で、資格情報通知書は普通郵便で送付します。

○最近、社会保険に加入した

→国立市に国民健康保険適用終了の届出を行ってください。届いた資格確認書/資格情報通知書はご自身で廃棄していただくか国立市に返却してください。

○有効期限内の保険証はどうすれば良いか

→有効期限内はそのまま使用することができます。有効期限経過後はご自身で破棄してください。

○これまでの保険証は9月30日が有効期限だったが

→資格確認書/資格情報通知書は、原則として、7月31日が有効期限となります。なお、75歳の誕生日を迎える方、70歳の誕生日を迎える方、在留期間満了を迎える外国人の方などは有効期限が7月31日までにならない場合があります。

○高齢受給者証が送られてこない

→資格確認書/資格情報通知書に負担割合（2割または3割）が記載されるようになったため、これまで70歳以上の方に発行していた高齢受給者証は不要となりました。

○資格確認書が送られて来るはずなのに資格情報通知書が届いた/資格情報通知書が送られて来るはずなのに資格確認書が届いた

→令和7年5月下旬時点でのマイナンバーカードの健康保険証利用登録情報によって送付しています。マイナンバーカードの電子証明書有効期限が切れた方やマイナンバーカードを返納した方は、情報が反映され次第、資格確認書を送付します（申請によってすぐに交付を受けることもできます。）。新たにマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行った方は、次回の更新時まで資格情報通知書は送付されません。資格確認書を使用してください。

○資格情報通知書が届いたが、マイナ保険証で受診できない/受診したくない

→マイナ保険証での受診が困難な高齢者やしょうがい者の方は、申請によってマイナンバーカードと保険証を紐づけた状態で資格確認書の交付を受けることができます。

マイナ保険証の利用予定がない方は、申請によって、マイナ保険証の利用登録を解除し、資格確認書の交付を受けることができます。解除を希望する場合は顔写真付きの本人確認書類をお持ちいただき、市役所国民健康保険係窓口で申請してください。代理人による申請も可能です。

その他、ご不明点やお困りごとがあれば、表面の問い合わせ先までご連絡ください。